

令和4年3月30日 環政計発第2203304号 制定
令和4年7月1日 環地域事発第2207012号 改正

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画 作成要領

第1 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画の目的

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（以下「事業計画」という。）は、2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて、意欲的な脱炭素の取組を行う地域において、地域の再生可能エネルギー等の導入目標を明らかにし、併せて地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（以下「交付金」という。）の活用による事業の実施の方針等を示すことにより、目標を達成するための取組を継続的かつ包括的に実施することを目的として、作成するものとする。

第2 事業計画の計画事項

（1）事業計画の策定単位

事業計画の策定単位は次の各号による。

①脱炭素先行地域づくり事業

脱炭素先行地域に選定された地方公共団体

②重点対策加速化事業

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）に基づく地域脱炭素の基盤となる重点対策を加速的に実施する地方公共団体

（2）事業計画の期間

事業計画の期間は、目標を達成するために必要な事業を実施するため、概ね5年程度とし、脱炭素先行地域づくり事業については最長で令和12年度（2030年度）までとする。

（3）事業計画の記載内容

①脱炭素先行地域づくり事業

事業計画の策定にあたっては、脱炭素先行地域の計画提案書のほか、地方公共団体ごとに別添様式1によることとする。

②重点対策加速化事業

事業計画の策定にあたっては、別添様式2によることとする。

第3 事業計画の作成手続き

(1) 事業計画の作成・提出

事業計画は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年7月1日環地域事発第2207011号。以下「交付要綱」という。）第10条の規定に基づき、地方環境事務所長を経由して、環境大臣あて提出するものとする。なお、脱炭素先行地域づくり事業と重点対策加速化事業ごとに別葉により提出するものとする。

(2) 事前の評価及び事業計画の公表

地方公共団体は、事業計画の提出前に別添様式3を参考に、事業計画について自主的・主体的に検証を行い、その結果を事業計画とともに、地方環境事務所長を経由して環境大臣に提出するとともに、事業の着手前までに、それらを公表するものとする。なお、公表はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

第4 事業計画の変更

事業計画を変更する場合の手続きは第3に準ずるものとするが、次に掲げる事項の変更については、変更した事業計画を、地方環境事務所長を経由して環境大臣に送付すれば足りるものとする。

- (1) 計画期間における総事業費の増額を伴わない、既存の交付対象事業ごとの事業費の変更、又は事業内容の変更
- (2) 天災地変その他交付金の交付の決定後生じたやむを得ない事情の変更による次に掲げる事項の変更
 - ア 交付対象事業の追加・廃止
 - イ 交付対象事業の事業主体の変更

第5 事業計画の評価

- (1) 交付要綱第22条に基づく事業計画の目標の達成状況等の評価（以下「事後評価」という。）は、次に掲げる事項について、地方公共団体が計画主体として適切に行うものとする。なお、脱炭素先行地域づくり事業については、別途実施する脱炭素先行地域に係る目標の達成状況等の評価に代えることができる。
 - ア 事業実施の内容
 - イ 目標の達成状況
 - ウ 今後の対応
- (2) 事後評価の実施結果は、別添様式4により公表するとともに、地方環境事務所長を経由して、環境大臣に報告しなければならない。
- (3) 事後評価は、原則として、事業計画の交付対象期間終了後の翌年度第1四半期に行う

ものとするが、特別の事情がある場合には、同年度内の任意の時期に行うことができるものとする。

附則

この作成要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る交付金事業から適用する。

附則

この作成要領は、令和4年7月1日から施行する。

【別添様式】

- 別添様式1 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（脱炭素先行地域づくり事業）
- 別添様式2 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）
- 別添様式3 事前評価チェックシート（例）
- 別添様式4 目標の達成状況等の評価